

公立大学法人神戸市看護大学教務委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。
2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第26号

公立大学法人神戸市看護大学教務委員会規程（2019年4月1日規程第26号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学の学部に係る教務、カリキュラム及び看護学実習について調査審議するため、<u>公立大学法人神戸市看護大学教授会</u>の下に公立大学法人神戸市看護大学教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>教務学生課教務係</u>において、処理する。</p> <p>(施行細則の委任)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>学長</u></p> <p><u>教務</u></p> <p><u>学生係</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>